

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和元年度）

担当部署名	産業文化部 農水振興課
評価対象期間	平成31年 4月 1日 ～ 令和2年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	2, 220, 370 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市飯南茶業伝承館
	所 在 地	松阪市飯南町粥見1125番地1
	設置目的	茶業振興と茶製造技術の伝承を図るとともに、茶の歴史と茶情報発信拠点とすることを目的とする。
	設備の概要	敷地面積 915.36㎡ 建物 鉄骨一部2階建て 延床面積444.45㎡ ①製茶場129.60㎡ ②仕上場38.88㎡ ③研修室64.53㎡ ④展示室125.82㎡ ⑤その他85.62㎡

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	松阪市茶業組合
	所 在 地	松阪市飯南町粥見1125番地1
指定管理業務の内容		<input type="checkbox"/> 茶業振興対策の推進事業 <input type="checkbox"/> 茶製造技術の伝承事業 <input type="checkbox"/> 茶の歴史と茶情報の発信及び広報宣伝事業 <input type="checkbox"/> 茶業に関する調査及び研究事業 <input type="checkbox"/> 施設の利用の許可及び利用料金に関すること <input type="checkbox"/> 施設の維持管理に関すること
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<input type="checkbox"/> お茶の淹れ方教室・手もみ茶体験教室などを4回73名に対して行った。 <input type="checkbox"/> 茶業振興対策及び広報活動に関する各種会議を9回開催した。 <input type="checkbox"/> 当施設の製茶場で第72回関西西茶品評会への出品茶を4月26日から5月2日までの4日間において製茶加工し、深蒸し煎茶の部において農林水産大臣賞及び産地賞を受賞した。
	サービスの質の向上	<input type="checkbox"/> お茶の淹れ方教室や手もみ茶体験を通じて緑茶文化の伝承を図るため、市内小中学校をはじめ市内各種から申込みのあった団体の積極的な受入れを行った。 <input type="checkbox"/> 第9回松阪茶グランプリの開催や宣長まつり、いいなんふれあい祭り、松阪牛まつりなどイベントでお茶の振る舞いを行った。 <input type="checkbox"/> 松阪茶ティーバックの作成により、普及PRを図った。
	施設・設備等の維持管理	<input type="checkbox"/> 飯南茶業伝承館管理運営規定に基づき管理運営を実施した。 <input type="checkbox"/> LPガス調整器及び警報機の小規模修繕を行った。 <input type="checkbox"/> 閉館時の施設警備については、警備委託し事故等の発生は無かった。
指定期間		平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日

（単位：円）

		事業計画	事業収支実績			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
事業収支推計	収入	指定管理料	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,220,370
	施設利用料	280,000	255,795	278,023	266,835	
	その他収入	400,007	600,006	500,008		
	計 (A)	2,480,000	2,855,802	3,078,029	2,987,213	
	支出	人件費	954,000	1,022,371	1,011,642	940,486
	事務費	15,000	21,850	11,968	4,998	
	施設管維持理費	1,400,000	1,293,862	1,180,378	1,176,654	
事業運営費	105,000	65,968	121,800	55,420		
団体等負担金	6,000	6,000	6,000	6,000		
その他支出	400,000	600,000	500,000			
計 (B)	2,480,000	2,810,051	2,931,788	2,683,558		
収支差引額 (A) - (B)		0	45,751	146,241	303,655	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価		
		採点	判定	採点	判定	
業務運営項目	内容					
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	4	B	4	B
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		5	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	4		4	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	3		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	4		4	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	4		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5		5	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。（注1）	4	B	4	B
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	4		5	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4		5	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	3		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	4		5	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	5		4	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	5		5	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	4		4	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【（注1）のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-（2）の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>○お茶の淹れ方教室や手もみ茶体験、第9回松阪茶グランプリを開催するなど施設の活用と松阪茶の普及PR活動を実施し、利用者数の増加につなげることができた。 ○茶業組合の理事会、組合会議を開催し、当該施設を中心とした今後の茶業振興について意見交換を行った。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>○市民を対象とした、各種教室を積極的に開催し緑茶文化の継承や松阪のお茶のPRをできたことは評価できる。 ○茶業振興対策については、当該施設を中心とした茶業振興対策のあり方や「松阪茶」の広報宣伝活動について積極的に意見交換を行うなど施設の有効利用に向けた取組みについて評価できる。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>○各種体験教室を開催しているが、今後は施設を中心として「松阪茶」のPR、広報宣伝活動を展開できるよう体制整備を行なうとともに施設の利用促進を図っていきたい。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>○各種体験教室をはじめ、松阪茶グランプリを継続して開催するなどお茶の普及PR活動を積極的に行われているが、各種教室の開催時期は、茶業組合員の農閑期の開催となっており、年間を通じて開催できるよう体制整備に努めていただきたい。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>当施設は、茶業振興と茶製造技術の伝承、茶の歴史など茶情報発信拠点とすることが設置目的である。現状の取組みは松阪茶の振興、文化・歴史を継承、情報発信への取組みが行われていると評価できる。 お茶の需要が減少しており価格低迷が続いている中、厳しい茶業情勢であるが、お茶の生産振興対策の意見交換など積極的に行い振興発展に寄与されたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる